

第3回長崎県観光振興財源検討専門委員会 議事録

- 1 開催日時 令和7年8月8日(金) 14:00～16:00
- 2 開催場所 長崎県庁3階 311会議室

■次第1 開会

(事務局)

ただいまから、令和7年度第3回長崎県観光振興財源検討専門委員会を始めます。開会にあたりまして、長崎県文化観光国際部長よりご挨拶を申し上げます。

(文化観光国際部長)

皆様こんにちは。

本日は委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、第3回長崎県観光振興財源検討専門委員会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。皆様ご承知の通り明日、長崎は80回目の原爆の日を迎えます。本県では8月9日を原爆犠牲者の冥福と恒久平和への誓いを新たにするため「県民祈りの日」と定めております。現在、本県には観光客をはじめ国内外から多くの方が来県をされております。そうした悲しい歴史の上に今日があることをしっかりと認識しながら、今後の観光振興に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、県では、第2回専門委員会でご意見をいただいて以降、県内9ヶ所で地域別意見交換会を開催してまいりました。意見交換会では宿泊事業者の皆様を中心に、宿泊税の使途や徴収金額など宿泊税の導入全般にわたり様々な意見をいただいたところでございます。

県としては、新たな観光振興財源の確保につきましては、丁寧に検討を進めてまいりたいと考えておりまして、本日はそうしたご意見を踏まえまして、今後の進め方や考え方などについて、専門委員会の皆様のご意見を頂戴したいと思っております。委員の皆様には、限られた時間ではございますが、それぞれの専門的な見地からの忌憚のないご意見を頂戴できればと思います。簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

どうぞ本日はよろしくお願いいたします。

(事務局)

お手元に出席者名簿をお配りしておりますが、本日は7名の委員の皆様にご出席いただいております。なお、勢一副委員長におかれましては、所用によりご欠席となっております。

また、オブザーバーとして、長崎県市長会、長崎県町村会からもご参加いただいております。それでは、これより審議をお願いいたしますが、今回の専門委員会は公開としております。「附属機関の設置及び運営に関する要綱」の規定により、会議結果の大まかな概要については公表を行いますので、議事録作成のため録音させていただきますことをご了承くださいますようお願いいたします。それでは議事に移ります。以降の進行は委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

■次第2 議題(1)新たな観光振興財源に関する地域別意見交換会の結果等について

(委員長)

本日は大変暑い中お集まりくださいます、ありがとうございます。それでは、新たな観光振興財源に関する地域別意見交換会、この結果等について、事務局の方からご説明いただいですね。委員の皆様方と意見交換させていただければというふうに思っております。事務局からまずは資料についてご説明をお願いします。

(観光振興課長)

こんにちは。

本日はお集まりいただきありがとうございます。私の方から資料に基づきましてご説明をさせていただきます。それでは、新たな観光振興財源に関する第1回地域別意見交換会の結果についてということで、表紙をおめくりいただき1頁でございます。本日、委員の皆様にご議論いただきたいことを整理してございます。先月、開催いたしました第2回専門委員会以降、これまで県内9地域で地域別意見交換会を実施してまいりましたが、新たな観光振興財源の導入に向けて、宿泊事業者を初め関係者との意見交換をさらに重ねていくということが必要であるというふうには考えております。

本日の専門委員会では、この地域別意見交換会でのご意見を踏まえ今後の進め方について整理してまいりたいというふうに考えております。地域別意見交換会でいただいたご意見の対応、また関係者の御理解を深め判断いただくためのアプローチの仕方などについて委員の皆様のご意見をいただきたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

2頁をご覧ください。地域別意見交換会の開催概要をまとめております。7月に県内9地域におきまして地元の行政、観光協会、交通事業者、宿泊事業者など延べ131名の方にご参加いただき開催したところでございます。本日資料として配布しておりますけれども参考資料として右側に地域別意見交換会資料と記載した資料がございます。こちらの資料に基づいて約2時間程度の意見交換を行っております。

参考資料の表紙をおめくりいただきますと、2頁目には、新たな観光振興財源検討に係るこれまでの経緯。その下2頁には、第2回専門委員会の検討結果と宿泊税の好循環サイクル。3頁には、その好循環サイクルの詳細イメージ。4頁には宿泊税先行導入自治体の税額。5頁、6頁にかけては宿泊税を活用した先行自治体の事例。7頁については宿泊事業者の懸念点等に対する先行自治体の取り組み。8頁には専門委員会の皆様からいただいたご意見を説明させていただき、9頁にはご議論いただきたいことといった資料になっております。

お戻りいただきまして、その地域別意見交換会で出ました主な意見についてご説明いたします。3頁をご覧ください。こちらに地域別意見交換会で出ました主な意見の概要についてまとめております。宿泊税の導入に関しましては、肯定的なご意見、否定的なご意見どちらもいただいております。肯定的なものの内容としましては、宿泊税は珍しいものではなく100円200円の徴収なら負担に感じないといったご意見でございますとか、煩雑な事務処理対策の検討の上で賛成したいといったご意見。宿泊税の導入の方向性としては良いといった意見をいただいております。ただ、一方否定的なものといましては、導入ありきにならないよう導入の是非から議論してほしい。使途次第であり、既存予算で対応している内容では納得はできない。また、本県への導入は時期尚早だとのことのご意見をいただき、その他の手法や市町単位での検討、また離島部における影響など、事業者の生の声を聞いてほしいといったご意見もいただいております。

事務の負担につきましては、やはり人手不足の問題や、小規模な事業者への負担への配慮。財源の使途につきましては、使途の見える化、各地域の課題に合わせ地域で決定できる制度としてほしい。宿泊施設が少ない地域への配分の配慮などのご意見を頂戴しており、引き続き観光関係事業者の皆様と丁寧に意見交換を重ねていくことが必要であるというふうに考えております。4～5頁でございますけれども、こちらにつきましては、観光振興財源専門委員会第1・2回でいただきました主な意見の概要について、それぞれ七つの項目に合わせて整理をさせていただいております。詳細については説明を省略させていただきます。具体的な資料の内容の説明については以上でございます。冒頭申し上げた通り、税というご意見を専門委員会からいただいておりますが、本県が持続可能で今後競争力を高めていくために、こういった税とする意義などについても改めてご意見をいただければと思っております。

また、地域別意見交換会のご意見の対応、関係者の理解を深め、判断いただくためのアプローチの仕方など、委員の皆様のお立場から、忌憚のないご意見を頂戴できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。私の説明は以上でございます。

(委員長)

はい、どうもありがとうございました。それではただいま事務局の方からご説明いただきましたように、新たな観光振興財源として租税を導入することについて、地域別に様々なご意見を頂戴いたしております。そうしたご意見について、皆様方のご所見を頂戴したいと思っておりますが、大きく3つの論点に分けた上で頂戴したいと思っております。1つは宿泊税導入そのものですね。それからもう1つは事務負担という論点。それからもう1つは財源の使途について。この3つの論点についてそれぞれご意見を頂戴できればというふうに思っております。

まずは、宿泊税導入そのもの、租税として制度設計を進めていこうかっていうことについて、ご意見およびコメントを頂戴したいと思っております。いかがでございましょうか？ご発言があれば頂戴したいと思っております。

(委員)

よろしいでしょうか？

(委員長)

はいどうぞ。

(委員)

地域別意見検討会のご意見を見させていただき、例えば、何故税なのかという質問について、確かに宿泊税というふうな議論をこの委員会ではしましたが、その目的というものは、あくまでも観光振興に寄与するために、そういうふうな目的のために税というふうな形をとって実施するというふうな、そういう意見を取りまとめられたというふうに考えています。そういう点について、地域の説明会で、多分、県の方は説明をされたと思いますが、それに対する意見、あくまでも税だからやっぱり厳しいというふうに言われているのか、それとも目的そのものがちょっと違うというふうになっているのか。ちょっとそこを教えていただきたい。

(委員長)

これは事務局からよろしいですか？

(観光振興課長)

はい、私から。

意見交換会の中でのお話で、こちらの資料にも書かせていただいておりますけれども、税を導入するということは非常にやはり重いお話だということで、他の策と違って、やはり税である以上はですね、法律や条例に基づき実施され、それだけ重いものだといった意見なのかなというふうには受けとめております。ですので、慎重にやってほしいということがまず前提にあるのかなと思います。ただ、ここにも書いてありますが、時期が早い、時期尚早だというのはこれについては、ちょっと私もあれですけども、否定的なご意見をご紹介させていただくとこの5つが主なところであり、ご意見の中では、やはりその是非からしっかり議論をしていただきたいといった話がメインではないかというふうには認識しております。よろしいですか？答えになってますでしょうか？

(委員長)

今のことについて、いかがでしょうか？

(委員)

今の話はですね、ある程度理解しますが、やはりここに5つぐらい挙げてありますが、例えば2番目に書いてある既定予算で対応しているようなことは納得できないとなっておりますが、その点につきましても、ここで議論したというふうに思っています。要するに、規定予算を減らすようなことがあってはならないと、あくまでも新たに税で徴収した分については、新たな事業展開をやるそういうふうな議論もここではなされたかというふうに思っていますけども、そういうふうな点も含めて住民の方に説明をしていただいた上で、こういうふうな話なのかを確認したかったのですが。

(観光振興課長)

このご意見に対して、私どもの考えとしては、まだ県の中でもやはり財政当局と我々の関係も当然ございますので、我々、観光部局の意見としては、やはりしっかりと新たな財源を確保していくっていう視点でこれから議論を進めていきたいといったお話はさせていただいております。これからの制度設計の中でのやはり話になってくると思いますので、そのような説明をさせていただきます。

(委員長)

ありがとうございました。他いかがでございましょうか？

(委員)

まず、意見交換会は大変お疲れ様でございました。私も7月24日の長崎市での意見交換会に参加をさせていただきましたので、いわゆるご説明があって、そこに参加された方からの意見の方は一緒に聞かせていただきましたので、何となく長崎市の雰囲気は把握をさせていただ

ておりますが、他の地区ですね他の8地区。各地区で長崎と同じようにやられたというふうに伺っております。これ勿論、専門委員会の中で、この時限られた時間の中で、委員の先生方にこの意見について、どうかということを書かないといけないので、ある程度の概要と、要約である資料である必要はもちろん認識をしていますし、これで良いと思いますが、今まで時間があつたわけですね、地域別意見交換会が終わられて時間があつたわけですね。特に賛成はもちろんですけど、反対を強くおっしゃられている方が、どこに何を反対しているのかっていうのが結構つまびらかにいろんな地域でお話をされたというふうに聞いています。事業者の方から聞いております。もしよろしければ、各地域別に議事録を取られているはずなので、参考資料として議事録を出していただくと、委員の皆様、いわゆる先入観なくミスリードにならない形で、各事業者さんや各地域の方が何をおっしゃったか分かるかなというふうに思います。これが1点です。

もう1点はですね、この意見交換会の中で先ほど県の方からご説明がありました通り、ここからさらに地域の方と丁寧に意見交換を重ねていかれるということ。多分次回の審議会の日程等にも関わる話だと思いますが、今県の想定としてはこの3回目の専門委員会を経て、4回目の手前の段階で、意見交換会をされるというような想定でいらっしゃるのか。と申しますのも、当初1回目の専門委員会でお示しいただきましたスケジュールの中では、そこは無かったように思いましたので、認識をお伺いさせていただければと思います。

(委員長)

1点目は地域別に分かるようにということですか？

(委員)

反対されている方が、多分この資料を見られた時に、地域別意見交換会で自分が言ったことが載っていないとか、あんな意見も出たけどなんか県がちょっと……。懸念しているのは、その県側がその反対を封鎖して上手にルールに乗せているように思われてしまうのはとても勿体ない気がしております。これだけ丁寧に議論しているので、そうならない資料であるべきじゃないかなというふうに思います。

(委員長)

すいません。内容について、もう少し地域別で具体的に県は意見をちゃんと拾っておりますということが分かるように。つまり、今のご意見、県は様々な意見を聞いて考えているんだということが分かるようなということで良いですか？

(委員)

資料として、その全部の意見を載せると非常に長文になって資料も膨大になるかと思うので、とはいえ目を通すことは出来る、外に出すことは出来るはずで、反対の思いがある方は、僕は意見交換会であんな意見を言ったのに、専門委員会のこの資料にも載っていないのであれば、これって意見交換の意味がないよねっていう、より強い反対の声をもたれるということを懸念しております。

(委員長)

なるほど、地域別意見交換会で出た意見を、聞いてもらえてないのではないかという意見が

出ないように、反対論を含めて網羅的にちゃんと聞いているということが分かるような資料みたいなものを作成した方が良いのではないかっていうご提言ですが、何か事務局からコメントはありますか？

（観光振興課長）

今ですね、いただいた意見は一覧表にはとりあえず整理をしております。細かいものも含めると全部で180を超える項目がございます。この否定的な意見であったりとか、事務の負担であったりとか、使途の部分というのも、これ賛成反対も含めて色んな意味でおっしゃっている部分がございます。その反対というようなところは、やはりここに書いているのがメインでございますけれども、こういった話をしているのかっていうのを確認しながらであればちょっとこれをご覧くださいしかないかなと。ちょっとかなりのボリュームですが。

（委員長）

何らかの形でちゃんと少数意見も聞いていますというのが分かるような、さっきもあったように、自分たちの意見は載っていないではないかということが言われなような工夫が出来れば、あの公表の仕方についても、私みたいなネットにアクセスできない人間はともかくとして、そこにアクセスできれば見られるように、そういうことですね？

（委員）

そうですね。それと、それが資料としてあったうえで専門委員会が行われているということが、すごく大事じゃないのかなというふうに思います。

（委員長）

良いですかね。きちっと網羅的に色々なご意見を考慮したうえで議論を行っていますよというのが分かるような工夫をしていただければと思います。それが1つ。

それと、もう1つ。今後、これで終わりではなくて地域別にしろ、分類別にしろ、意見を聞くってことを、今後もやる機会を設けられるのかどうか。つまり、この委員会の次の会合ぐらいまでの間に設けられるつもりがあるかどうかっていう、今後の進め方、日程についてはどうですか？

（観光振興課長）

今後の日程、進め方についてですが、地域別意見交換会では多くのご意見をいただいております。やはり地域別意見交換会を踏まえて、もう一度、地域に入ってお話をさせていただく機会を設けさせていただければと思っております。専門委員会をいつのタイミングでどのような形で開催するかというのは、やはりまずは一旦この9地域で終わったご意見を受けて、また、今日のご意見も踏まえながらですね、進め方について、また改めてスケジュールリングしていきたいというふうに思っているところです。

地域別意見交換会のご意見の資料の出し方については、今ちょっとすごく荒い状態になっており、発言されたままのものも入ってございますので、ちょっと私どもの方で整理して、しっかりと拾えるような形でお示しできればというふうに思っております。

(委員長)

どうもありがとうございます。他いかがですか？

(委員)

導入するかしないかっていうことでは導入すべきだと思います。長崎県は人口減少が厳しい中で、地域や企業の稼ぐ力をどうやってサポートして元気にしていくかっていうのが課題。そういう点では長崎の産業振興ということに積極的に取り組んで行くことが重要だと思います。その中で観光というのは裾野が広い産業で観光素材っていうか、魅力のある観光地という強みは長崎県の特徴でもあるので観光産業をしっかりと振興して、外貨をどれだけ稼ぐかっていうことが、今後の課題じゃないかなと思う。今、地方創生として国も応援するって話ですけど、これを国だけのお金に頼らずに自力でできる手法があるのであれば、新たな財源として宿泊税を有効に使ってやるっていうことが良いと思いますし、それは納税者の観光客の皆さんのサービスの向上にも繋がるし、満足度も高まる。ひいては産業が振興され、関連事業者の方の売上拡大にも繋がるかもしれないし、稼ぐ力の投資にもなるかもしれない。参考資料の2～3頁にありますが、この好循環のサイクルが出来るということを、もう一度詳しくご説明いただく必要があるのかなというようなことを、資料を見て感じました。

色んな反対があるっていうのは、税に対するアレルギーのような十分に理解しない中での意見ではないかと思う。出来るだけ趣旨や目的をどうご理解いただくかっていうことに力を尽くしていただくのが大事なかなと思いますし、その過程の中で徴収業務の負担をどうするかとか、財源の使途をどうするかっていうのを、これから細かく議論していただければ良いのかなと思っています。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。とにかく理解を深めてもらう努力を継続してやっていただいてという要望というかアドバイスですね。他いかがでしょうか？

(委員)

まず、本当に、9地区での意見交換会お疲れ様でした。その中で私もそのご意見を見させていただいて、特にこの導入に否定的な意見ということで、多分まとめてみるとこういったところが出てくるのかなと思いますが、これから検証をするところ、例えば、使途次第とかですねこの言われたことの深層心理が何なのかというところ、これだけだったらまだインサイトがよく分からないのかなと思います。おそらくそのヒントってたくさん意見の中で出たと思いますが、おそらく私の仮説では、要は使い道が、いわゆる短期的なもの、そして長期的に効果が出るもの、この2つの軸がある時に、おそらく事業者さんの不安としては、何か例えばプロモーションのようなものにざっくり費用を使いましたとか。なかなかそういった効果が見えにくいものに何か使われるのではないかと、そういった不安があるのかどうか。もしかして短期的に効果がすごく出て、何かわかりやすい成果指標があって、継続できるようなこういったものが望まれているのかどうかとか。その辺のこの一歩次の段階の深層心理的なところの分析が出来れば、次のこの具体的な対応策に繋がっていくのかなと思います。そこはある程度仮説も含めて、その検証の仕方として、意見で出てなかったらもう一歩何かヒアリングをやるとか、あと場合によっては何かアンケート取るとか方法はあると思いますので、そこは時間との戦いにもなると思いますが、次の

展開を進めたらどうかと思います。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。これからも可能な限り地域の関係者含めたご意見の聴取をすべきだということと、検証のやり方について具体的に色々ご意見をいただきました。何か事務局からありますか？

(文化観光国際部長)

ありがとうございます。貴重なご意見だと思います。今回、特に反対の方がこういった意見を出されていますけれども、本当に何があるのか、先ほどまさに言われたように、その使い道が単に中長期的になかなか効果が見えにくいようなものであれば、自分たちはなかなかそういう使い道では宿泊税は納得できないとかですね。おそらくその先にはそういった思いもあろうかと思いますが、今回の地域別意見交換会の中では、そこまでですね詳しく掘り下げるようなこともなかなか時間的にも出来ていないっていうのもありますので、今後さらにそういう意見交換の場を設けていただいてですね、より皆さん方の本音というか、よりその根底にあるものをしっかり引き出した上で、それに向けての対応をしっかりと我々としても検討していきたいなと思います。

(委員長)

どうもありがとうございました。他はどうですか？

(委員)

観光連盟からも9地区の意見交換会には参加させていただきました。私は2地区、それ以外も別職員が参加をさせていただいております。そこで、私自身が感じたのは、財源検討についてという参考資料、こちらの資料を使って地域別意見交換会を実施したわけですが、その9頁ですね、この地域別意見交換会でご意見をいただきたいことというふうに①②③って書いてありますが、①宿泊税の使途っていうところからスタートしている。ある地域では、その前に宿泊税導入の可否というか、まずそこから意見を聞くべきではないのかというようなご意見が最初にあった。というのも、実はこの資料の作りとして、これまで専門委員会や審議会、県議会等で、こういったご意見があって、宿泊税を軸に導入していくというところから入ってしまったものですから、この専門委員会でも意見交換をしてきてですね、内容というものが少しシンプルな形で伝わって、もう既に導入というのが前提としてあって、その上で、意見交換会っていうふうになってしまったというところがあった。少し説明が十分ではなかったのかなと感じました。それは私自身も当事者として反省すべきところであった。

その上で、やはり反対という意見の大きな理由にはですね、使途が分からないということと、徴収の手間。特に小さい施設で100円徴収するのに100円以上の経費がかかってしまうとかですね。そういったところについては、今後しっかりと県の方からまた検討の上で示されるべきものだと思いますが、そのあたりが分からないということで、反対という声が多かったように私自身は感じたところであります。今後、意見交換する中で、しっかりと丁寧に説明をすることが大事だなと改めて感じたところでございます。

(委員長)

ありがとうございます。ここでは色々な財源含めて検討して、そのうえで宿泊税に絞られるのではないかという議論をやった訳ですが、この資料ではその部分の議論は記載されていないで、既に宿泊税の用途からはじまっているということで、そこが省かれてしまっているという感じがしないでもないですね。ですから、関係者に対しても、ここで議論したような部分をお伝えし、意見を聴取しておく必要があるかもしれません。事務局から何かありますか？

(観光振興課長)

貴重なご意見ありがとうございます。私自身もやはり、この資料の中にここでの第1・2回目のご意見を踏まえたあの資料を我々提出させていただいていると思いますが、改めてですけれども、今後意見交換を重ねていく中では、やはりまずはそこからやっていくべきだというふうに思っております。理解を求めていく中で、これまでの経過というのをしっかりご理解いただくことも重要かと思っておりますので、まずはそこから始めていきたいと思っております。

(委員長)

どうもありがとうございます。他はいかがですか？

(委員)

私がもし確認不足で知らなかったらごめんなさい。この委員会の第1・2回の資料や議事録的なものは、どこかに公にオープンにされているという認識でよろしいでしょうか？

(委員長)

これはいかがですか？

(観光振興課長)

一言一句の議事録については、公開しておりません。議事概要についてはですね、公開するようにはなっておりますので、その手続きを進めているところです。また、1点申し上げますと、こういった形で第1・2回目の議論が進められたかということについては、県議会の委員会の中で概略として報告はさせていただいているところでございます。

(委員)

多分ですね、現状、ここでの議論の経緯をお伝えしない限りは、ここにいる人以外は分からないと思うので、であれば長崎市では宿泊税を検討した時は、会議が終わった後すぐに議事録を公開して、それを興味ある事業者さんは読める関係者は読めるようになっていましたので、それをやると、ここで他の財源も含めこれだけの検討がなされているんだよということが分かるのではないかなという気はいたします。

(委員長)

議事録公開をする場合は、各委員さんにもチェックしていただかないと、言い間違いや勘違いがあって、私も年を取ってこう言っているつもりでも実際に違うように言っている時があるので、少し期間を置いてチェックしたうえで公開ということを考えてもらえればと思います。

それでは、1番目の宿泊税の導入に関する議論は、また戻るべしということにさせていただいて、次の事務負担ですね、これについて何かご意見はありますか？いかがでしょうか？

(委員)

徴収の仕方がどういうふうになっているかということが良く分からないので、今、長崎市で実際にやられている、その負担というのをちょっと教えてもらえればと思うのですが。

(委員長)

いかがでしょうか？

(委員)

長崎市は宿泊税を導入して3年が経過しており、現在、見直しの時期でございます。実際にスタートした時は、スタートする前含めてやはり初めての事でございますので、事業者の皆様、不安もありました。それについて長崎市からですね、やはり徴収の方法だとか、納めるやり方なんかの説明会は多分3～4回行われたというふうに認識をしております。もちろん、導入当初は初めてのことで、少し戸惑いのある事業者さんもいらっしゃいましたけれども、今3年経って現状を見渡してみますと、これ日常業務になっておりますので、徴収の手間がかからないということは嘘になりますが、何も分からない中で想像する手間よりは遥かに実質的な手間っていうのはかかっていないというふうに認識をしております。

ただ、その一方で少しいやらしい話になりますけども、報酬が2.5%ですね。100円の2.5%だと2.5円、200円だと5円返ってきますが、この2.5円はちょっとさすがに少ないみたいな話はもうよく聞きます。

(委員長)

よろしいですか？他いかがですか？

(委員)

意見交換会の中ではですね、一律定額制にしてほしいというご意見があったかと思いますが、出来れば是非この検討会の中で、これ事業者からの反対が強く想定されると思いますが、一度その定率制の議論というのも議場に載せて皆様で考えていただきたいというふうに私自身は思っています。と申しますのは、定額にしますと、各事業者さん、お客様にとって、いわゆる負担率は差が出てくる。致し方ないですが5,000円もあれば、5万でやる場所もありますので、負担の割合って差が出てくる。これが定率制であれば、いわゆるその差はないわけですよ5万円のところも2%払う。5,000円のところも2%払うので、税の平等性は担保されるのではないかと。もう一つ少し突っ込んでお話をしますと、こうなりますと、いわゆるお客様が増える、単価を上げると税収は上がっていくということで、事業者にとっても頑張りがいがあるようにも思うのです。もちろん、長崎市との関わりとかですね、事業者の手間が増えるので、大変だから駄目だという結論に達しても構わないので、一度、定率制をゼロからですね少し議題にさせていただければなというふうに思っております。

また、その小規模施設や高齢な担い手というのは、どうしても事務対応が不安なことも確実にそのように思われる事業者さんが多いというふうに思います。導入前は何も分かりませんの

で、とにかくそこはもう丁寧にご説明をして、まずやっていただける素地を作るというところが一番肝心かなというふうに思いますし、できるだけシンプルに分かりやすく、それは事業者にとってもお客様にとっても分かりやすいものにすべく、この中で議論ができればなというふうに思います。以上です。

(委員長)

他にいかがでしょうか？

(委員)

事務負担というところで、システムですかね、新しいシステムの導入をされるのか、どういうコストがかかるのか、また、それに対し事業者にどういうサポートを検討されようとされているのか。教えていただければと思いますが。

(税務課長)

宿泊税を導入するにあたって、申告納付っていうものになってくと思いますが、それにつきましては、今 eLTAX での申告納付っていうのを検討している状況です。そのうえで、どうしても eLTAX を導入できないという方には通常通り、紙での申告とかっていうふうなところも残しておきたいなというふうには考えております。以上です。

(委員)

商工会連合会ですが、私どもに関連ある事業所さんを考えた時に、小規模で極端に言えば、高齢者の、例えばですね、これらのご夫婦が経営されているような、そういうところも踏まえて、今言ったような eLTAX を導入するか、駄目だったら紙での納付をとの話がありましたが、先ほどですね、率でどうかというふうな話も含めてですね、なかなかちょっと、考えた時に対応が厳しいのではないかというイメージで聞いておりました。だからその辺も含めてですね、都市部の大きなホテルとか旅館とかそういったところ是对応できると思いますが、田舎の周辺のところがですね、はたして出来るかどうかというところはですね、若干ちょっと疑問があるところでございます。

(委員長)

eLTAX あれはのらなくても良いですよ？のらなくても良いと言うと意味は、紙媒体でも良いんですよ？

(税務課長)

一応、宿泊事業者が eLTAX を必ず導入しなければならないということは、今のところ考えてはおりません。

(委員長)

ですね。長崎市もそうですね。私の理解では、eLTAX そのものがつい最近まで全国的に出来なかったはずなんですね。一括国がやっているのにのっけないといけないんですが、それが出来なくて。さっき確認したら一応出来るように、前は例えば東京都とか都が独自に電算機

にのせるということは出来るんですけど、全国的にはのっからなかったんですが、一応出来るようになったと。それは利用できる。その理解で良いんですよね？

（税務課長）

eLTAX はつい最近、宿泊税の申告は対応できるようになっております。

（委員長）

両方使えるという理解でいいんですよね？データも紙媒体も。

（税務課長）

現段階では、両方制度としては整えた方が良いのかなというふうに考えております。

（委員長）

よろしいですか。支援の話はどうですか？

（観光振興課長）

先行自治体においても、様々なシステムの導入に対する支援を行っているというのを聞いております。やはりそういうところの事務手間を極力減らすという意味ではですね、そういった支援も仕組みの中で検討しないといけないのかなというふうには思っております。繰り返しますが、まずその財源をどうするのかという仕組みの入口のまだ今議論でもございますので、そこを研究しながら、皆さんともちょっと少しお話を進めていきたいなと。小規模のところは私も離島部全部を回りましたけれども、やはり民宿であったり、農泊であったり、やはり夫婦2人でやっているところも当然ございまして、なかなか厳しいというお話はお伺いしております。ただこれは制度設計の中でどうしていくのかっていうのは、皆様方のご意見も聞きながら、やっていくことになろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（委員）

出来るだけ、その支援のところを、手厚くしていただけるというか、対応してもらえるようにお願いできれば、理解も深まるのではないかと思いますのでお願いします。

（委員長）

どうぞ。

（委員）

ありがとうございます。委員のご意見と同じなんですけれども、その支援のところで、多分ご存知だとは思いますが、先月末に一般社団法人の宿泊施設関連協会が PMS の国内メーカーと意見交換を行ってまして、その記事が出ていたんですけれども、全く同じような議論、課題感が示されておりました。やはり2重課税に対するそのシステムの組み方であったり、計算のロジックがかなり複雑になっている問題であったり、あと小規模事業者、そもそも PMS を入れてないところをどうするか。また、先ほどあったシステム導入の支援が仮にあったとしても、バージョンアップとかその更新のところの費用が出てこないの、そこがやっぱり負担になるとかですね、

そういった意見本当に全国的にも同じような議論をされていると思いますので、これはですね、いろんな先行事例を見ながら研究していけば、何か突破口が出てくるのかなと思いました。以上です。

(委員長)

他にいかがでしょうか？

(委員)

まず定率制についてですが、本来の宿泊税としては、これがあるべき姿だと思います。本来の宿泊税というのは、定額よりは定率制であるべきということです。これが世界的なスタンダードということです。これは最も公平性があるということになります。ただ、日本の場合は、定率制導入に対して強烈にアレルギーあってなかなか導入に至っていません。定率制が導入されている北海道倶知安町については、ホテルのオーナーがほとんど外国人ということもあり、定率制の宿泊税について理解されました。それは世界のスタンダードだからということがあったと思います。今のところ、国内では、沖縄県が県全域で定率制導入という方向で議論が進んでいるようですが、定率制にするならば、先ほどの議論にもありましたが、例えば免税点を設定して、数千円の安価な宿泊施設では徴収しないということも考えられると思います。宿泊税の設定においては、定率制を含めて、いろいろな選択肢があると思いますので、それを徴収の手間がかかるから駄目だということ、最初から選択肢から排除しない方がよいのかなと思います。

あくまでも、私の理解では、この委員会の位置づけは、宿泊税導入を決めていくというよりは、もし導入をするとすれば、どのようなオプションがあるのかということを経験的な観点から検討し、長崎県の観光審議会に答申するという役割だと理解しております。何かこの会議で議論した後、正式に導入されていくかのように捉えられて、県内の地域側の懸念が出てきておりますが、この委員会の性格を正しく伝えてないのではないかと思います。地元メディアも、長崎県でも宿泊税の議論が始まりましたという感じで大きく報道されますので、もうあたかもここで正式に導入に向けた議論が進んでいるかのように、伝えられているところもあると思います。この検討会議は、正式な導入ありきではなく、やや研究会的組織かなと思います。もし宿泊税を導入するとしたら、どういう懸念があって、宿泊施設に対してもどんな支援があったらよいのかななどを整理して答申すればよいと思いますので、すでに導入済の全国の事例も含めて、整理して答申を提出されたらよいと思います。

宿泊施設さんの懸念している話は、ほぼ想定内というか全国的にも大体こういう意見が出てきます。様々な懸念のポイントとなるのは、基本的な制度内容を正しくご理解いただけてなかったり、また情報がきちっと伝わっていないことから誤解されていたりということが、全国的にも多いような気がします。私も昨年、千葉県の宿泊税導入にむけた観光財源検討委員会の委員に就任しておりましたが、千葉県の場合は、大体会議が終わったら即議事録公開ということで、毎回、各委員会後にいつも一言一句を各委員にチェックしていただいていた。また、千葉県でもそうだったのですが、県の担当の方が、県内各地で宿泊税の制度の考え方を理解してもらうための説明会を行った際にも、県からの説明がどうしても舌足らずになってしまい、先ほどから行われているような委員会での議論内容が十分に伝わっておらず、限られた情報の中で理解しづらい中で、宿泊事業者の方々も反対意見を言わざるを得ないところがあるのではないかと思います。宿泊税についてのリテラシーを上げていくためにも、セミナーだったり勉強会だっ

たりをきちっと開催して、専門家による解説なども行った上で伝えないと、限られた資料だけでは理解してもらうのは難しいのではないかと思います。

あと宿泊事業者向けの支援の話で言うと、現在は、宿泊税を自動計算する簡単に導入できるシステムもありますので、例えば、現在は手書きなどアナログで顧客台帳の管理されているような民宿などに対して、自動的に顧客管理にもつながり宿泊施設運営の効率化につながるシステム導入の支援を行うことも考えておく必要があります。私がアドバイザーとして関わっている他の自治体でも、民宿向けに QR コードから読み取ってお客様のスマホでチェックインできるシステムを導入することで、その地域全体の宿泊動向を分析できるようにしましたが、このようなシステムは、自動的に宿泊税を計算できるようになっていますので、仮に定率制の宿泊税が導入されたとしても、宿泊施設側の負担はかなり少なくなるという簡易なシステムが既にありますから、そういうことも含めた宿泊施設におけるDX化を徹底的にフォローをすることを考えればいいと思います。先ほどの宿泊施設の徴収事務経費として還元される 2.5%っていうのも、千葉県は一律 3.5%とするなどを検討されているのですが、これについてもどこが妥当であるのかを議論していく必要があります。宿泊税の徴収・納付までの対応に、どうしても事務手続きの負担が多少はあるということを踏まえ、宿泊施設が抱える様々な課題解決に向けた支援は、宿泊税の使途として非常にプライオリティが高いということを、しっかり対外的に伝えていく必要があるなと思います。以上です。

(委員長)

他はいかがですか？

今のお話で、ちょっと従価税ですね。価格に対してかけるのか？それから従量税、量に対してかけるのか？という問題はですね、これは非常に大きな問題があって、従価税、価格に対する消費税として日本は消費税を入れています。付加価値税ですね。アメリカは入っておりません。それで、消費税ではどういうことやっているかという、売上から仕入れを引いて、そこに税金をかけているわけですね。インボイス使っていますから、基本的には税額控除をやりますが、やっているわけです。したがって、その売上価格というのは個別消費税を含みます。良いですか、タバコにかかる消費税は、たばこ税を込んだ価格にかけるわけですね。お酒もそうです。そうするとですね、もしも、宿泊税を間接消費にすると、当然のことですが、売り上げから仕入れ値を引くときに、売り上げは宿泊税込みです。

個別消費税を消費税の売上げに加えると、2重に課税しているのではないかと批判が生じます。そうした批判を避けるために、消費税を入れるときに個別間接消費税の全部、従量税に変えました。タバコ、お酒、ガソリン、全部従量税つまり量にかけるので、価格に対してかけませんよというふうに制度としてまとめています。これが租税法で考えているところです。なので、私達が今導入しようと検討している宿泊税に関して言えば、これは長崎市が非常に見事に作っていますので、長崎市は、間接消費税、間接消費税であれば入れないといけないんです価格対象に、です。間接消費税ではなくて直接消費税、消費行為つまり旅館にかけているんじゃないよ、宿泊してくる人が納税者あり担税者という形で税金をかけているので、宿泊税が課税標準に入らないわけですね消費税の。さっき言った、倶知安の例について言うと、僕の感じではあれ間違いだと。当然根拠は条例で消費税の課税対象にしていなくて書いてあるから良いって言うんですけども。そんなことをそもそも条例で決められるか決められないというのが一般的な租税法の研究者で、そうじゃないって言う人に出会ったことがないので。ご存知でしょ

うが。地方はこの独自課税について、地方の意に反するようなことをやった場合には、係争処理委員会に訴える権利があるんですが、国の方は訴える権利はありません。そのため認めていますが、どこかの過程で誰かが訴訟を起こした時に、通るかどうかなというのは、非常に微妙だというふうに考えているので、その論点はクリアしなくちゃいけないかなと思います。従価を検討する場合にはですね。ただ、今、長崎市がやっている消費行為税、これは島に入る入島税じゃなくて、温泉に入る入湯税が消費行為税ですね。徴収した人ではなく、負担するのはあくまでも温泉に浸かるっていう行為にかけているので、温泉に入浴する人が納税者であり担税者ですっていうふうに設定しているの、今のところ、ここではそれを想定しているというふうに理解しています。そうじゃなくて、おっしゃるような間接消費税として設計すべきだという議論をやることもできますが、そのことは、さっきも言いましたように、それは、消費税の課税対象に入れるということの意味するということに思っていますので、そこはちょっと論点として。

(委員)

ちょっと質問して良いですか？

(委員長)

どうぞ。

(委員)

消費税ということに関してですが、宿泊税とは普通、非課税項目で消費税の対象にそもそもなっていないと認識していたのですが、さきほどおっしゃった定率制の場合というのは、どういうことか再度教えていただけますか？

(委員長)

定率制というか、宿泊業者の売上げに課税する間接消費税は入ります。

(委員)

ですから、今は結局、宿泊税というのは、あくまでも宿泊料金にかかるようになっていますね？その消費税については、宿泊税を含まない形で消費税額計算を全国されてると思うんですがどうですか？

(委員長)

ですから宿泊者への消費行為税として設定しないで、倶知安町のような小売売上税として宿泊税を設定した場合には入れなくてはならないと思います。これは私が聞いている範囲内では、租税法の常識。つまり倶知安町の場合には、特別な小売売上税で整理されているのです。特別な小売売上税として設定したならば、消費税の課税標準になるかならないか、そこはやってみないとわからない、裁判でね。

(委員)

定率制でうまくやる処理する方法というのはあるということですか？

(委員長)

定率法というのは宿泊価格に関してかけるってことです。つまり、今申し上げましたように、国の課税標準つまり消費税と同じ課税標準である売上げと同じになります。そこで、宿泊業者の売上げにかけているのではありません、宿泊者への課税ですよっていう設定をやれば大丈夫です。ただし、これをやった場合にはもう1つ条件がつきます。それは独自課税でやる時にはですね、国の国税と課税標準を同じくする場合には、過重な負担にすることは出来ないのです。いいですか過重な負担に。どんなのが過重な負担かと言うと、税収が減った方が良いというような税負担は、過重な負担とみなされます。そうすると、どういうことになるかっていうと、これはもう地方財政審議会が認めましたけれども、ソーラーパネル税というのを皆さんご存知ですか。あれはソーラーパネルを、むしろ作らないで欲しいと思ってかける税ですので、税負担を重くしてかけているわけですね。これを認めたんです。それはなぜかっていうと、ソーラーパネルっていう課税対象についてかけている国税がないからですね。同じくしたら駄目なんです。同じくした場合にはどういうことになるかっていうと、過重な負担であるかどうかってというのは審査されるので、むしろ税収が減った方が良くっていう税金は設定できないんです。

なので、ご存知の通り京都市は、オーバーツーリズムを避けるためにもやっていますから、過重な負担にこれからしたいわけですよ。その場合は、従価税だったら出来ません。普通考えるのは価格で同じなので。つまり、なぜこんなことを考えているかっていうと、国税の税収を侵食されてもらっちゃ困る、という考え方ですね。ということで成り立っていますので、従量税の場合には、ちょっと旅行者が多すぎるので、過重な負担かけてやめたいってようなことが、従量税だったら出来るけど、従価税だったら出来ない。もちろん、普通の場合はそうではなくて、税収を上げるってことを目的にしていますので、そんな税収が減るくらい重く負担をかけると言うことは考えていないんですが、オーバーツーリズムで悩んでいるところは、それも考えるので、そこら辺もどうするかってことを考えないと論点としてある。意見を言っているということではなく、事実だとそうなりますよってことです。

(委員)

宿泊税などの法定外新税は、新たに2000年ぐらいに設定されたものだと思いますが、法定外新税を設定するときに、その辺もちゃんと何か明確に明記されていると？

(委員長)

そうです。法定外の税金を作る場合には3つの条件があつて。1つが国の経済政策に違反しない。それから、さっき言った国の課税標準と同じくして、かつ、過重な負担これは認めませんよと。もう1つはですね、地方公共団体間における物の流通に重大な障害を与えること。それで地方財政審議会が審議して決定する。

(委員)

現在宿泊税については、定率か定額かという議論が結構あるんですが、定率というのはかなりそういうリスクをはらんでいることですか？

(委員長)

直接消費税であることを明確にせずに、従価税でやればね。定額とか定率というのは、何に対

して定率なのかっていうことなので、普通の場合には、宿泊金額つまり売上金額にかけるのですよ。そうすると、消費税を見ていただければ、売上金額にかけています。ただし、仕入れにかかってきた税額については、税額控除しますよって書いてあります。それで事実上、売上から仕入れを引いているということです。なので、その場合には過重な負担にすることはできません。ものすごく重い負担では出来ませんということです。

(委員)

公平性という観点はどうなるのですか？

(委員長)

公平性は、地域地域で不公平がないようにと。

(委員)

10 万円で泊まれる宿と3, 000円で泊まれる宿だったら公平性という視点は？

(委員長)

公平性っていうそれはね、審査の対象になりますね。ただ、色々出てると思いますが、修学旅行を免除した場合には良いけど。地域によって変えたりしたら、例えば外国人だけかける。それからあとは、入島税でも島民は免除っていうのは認められないと思います。また、ある地域だけはかけるけれども、ある地域はかけませんよとか。人に対して差別するような行為ですね、外国人や日本人もあるし、女性か男性かで、差別して男性の方がかかってというのも。そういう不公平なので、おっしゃっているような、貧乏な人と貧しい人はとかっていう応能負担の公平性は入りません。

それと免税とか免除というのも難しいんだけど、修学旅行とかは良いいってことになっているんですよね？

(観光振興課長)

目的が教育目的であつたり、これ色々理由はいるんですけど、そういうことであれば、確認して大丈夫だという話です。ただ、先ほどおっしゃったように、この人はかけるけど、この人はかけない、例えば地域によって、離島はかけないけど、本土はかけるとか、外国人はかけるけど日本人はかけないとか、これはもう明らかに審議会通りませんということです。

(委員)

本当に今まで難しい話聞いて、初歩的な話で申し訳ないんですが、例えば宿泊税で5, 000円の宿に宿泊した方から100円取りますことがあります。5, 000円の100円ですから率にすると2%。5, 000円で100円取ることと2%取るとは、僕の勝手なイメージだと100円にするか2%にするかだけの話のような気がするんですが、そうではない？

(委員長)

従価と従量。宿泊した行為にかけているんだけど、簡単に言ってしまうと、自動車もそうなんですけど、昔は何 CC でいくらと、これは従量税。

(委員)

現在全国的に定率にするか定額にするかというのは、色々な自治体で議論があっていると認識しておりまして、今は現実的には定額がシェアを広く占めているんですが、平等性の観点とか、地域との関わりに深く持つためには、定率法がいわゆる成長度合いがしっかりわかるよねっていうのが、すごく今勢いを増しているというふうに私は思っておりまして、その宿泊という行為をしてかけるパーセントが、いわゆる宿泊額を明示してやってしまうとやっぱりそれっていろいろ問題があるというふうな認識で良いということですか？

(委員長)

そうです。結果、基本的には国税である売上税と同じ消費税と同じものにかけたことになりますので、そこが通るか通らないか。いや、どういうふうに考えられるかということです。

(委員)

ちなみに、定率制でいっているところは倶知安町ぐらいしかないですね。

(委員)

いや、沖縄が議論していますけれど、まだ最終的に認可されていません。今、委員長が言われたことについて、もう少し私ももう少し研究したいなと思います。ご指摘のような問題があるとしたら、そもそも何か定率制自体の選択肢がないのか、いやそうじゃないのとか。宿泊税について、国が特にガイドラインを示さないの、専門家に聞かないと分からない部分もあります。

(委員長)

そこは総務省ガイドライン示していないですか？

(委員)

宿泊税としては、まだ示されていない。

(委員長)

これあまり揉めると、私見ではあるんですが、下手をすると、地方自治体に任せると色々なことをやってしまうので、さっきの入湯税がそうなんですが、国でちゃんと作り方決めちゃってね、それを、入れるか入れないかっていうことで統一しちゃおうという意見が強く出てきてしまう。

(委員)

そうですね。法定目的税とすると。

(委員長)

法定目的税ではなくて、入湯税は目的税ですが、それと同時に法定任意税なんです。法で決まっているけど、作るか作らないかは地方自治体を選んでくださいねという地方税です。ただ作るとすると、これですよ決めている。こうした法定任意税はですね、フランスが法定外税をすべて法定任意税としています。ボーリング税から始まってですね、色々ありますが、地方自治

体は法定外税を作れないんです。このリストの中から選んでくださいということになっている。日本では自由に法定外税を作るときはルール化されていて、法定外税は地方財政審議会の審査にかけて、その審査を経て、総務大臣が同意するかどうか決めるということになる。その時には勝手に、地方財政審議会が審査をしないようにルール化されていて、不同意にできるという基準は3条件しかありません。なので、その3つの条件をクリアさえすれば大丈夫です。一応そういうことなので、議論をすると難しいので、私達は一応、長崎市が適切に作ってくれているので、それを念頭にした宿泊税の方法を取っていくということですね想定しているのは。他はいかがですか？後で戻っていただいても構いませんので、最後、財源の使途について、いかがでございますか？

(委員)

ちょっと、宿泊税の使途に関する基本的なスタンスとして、先ほど今まで使っていた既存の事業じゃ駄目よみたいな話が出ていた記憶がありますが、例えば福岡市であれば、既存事業の拡充と新規事業という言い方をしています。既存事業であっても拡充したいものがあれば、宿泊税の財源を充てるということになっています。また都道府県という単位ではなく、規模の小さな市町であれば、そもそも財源が少ないので、宿泊税を導入したら、今まで予算化していた観光予算はちょっと減額させさせてほしいという考えになってしまう懸念があります。宿泊税導入により、これまでの観光予算を大幅に減らしたら意味がないのです。理想的には、今しっかり確保されている観光予算からちゃんと宿泊税による財源をしっかりと上乗せして、観光振興を図っていくことです。宿泊税はあくまでも目的税として宿泊観光振興に資するものに限って使っていくことは明確にすべきであろうと思います。

細かい制度設計は今後に検討していくと思いますが、例えば、福岡県みたいに、宿泊税の半分は県主導事業で半分は市町村主導事業としてやるみたいな明確な分け方の考え方や、税収は一旦基金に入れて、財源を管理しながら使っていくというような、そういうスキームについてはこの段階ではなかなか決められないと思いますけども、宿泊税の使途の方針として、既存事業でも伸ばす部分と新規事業にも財源を充てていくということが明確になるといいと思います。それでやっぱり最終的に、宿泊客が増えるってということが、財源確保の面からもすごく大事になってくるので、なかなか難しいですが、例えばクルーズ船誘致も含む日帰り客を伸ばすという政策に関しては、なかなか宿泊税は充当しづらいと思いますから、それらについては、元々の既存予算の中でやっていただいて、これからさらに重要な役割を果たされる宿泊施設がしっかり安定運営されることにつながることなどは、優先的に使っていくということなんだろうというふうに思います。この辺は、すでに導入している自治体においての使途のあり方などの事例などいろいろとみてもらいながら、宿泊事業者にご理解をいただくしかないのかなというふうに思います。県として徴収するか市町村で徴収するかで、何に予算をつけるか性格的に変わってくると思いますが、県での導入の場合、あまりその細かく各事業者向けの支援事業は、直接的にはやりづらいのかなという感じもしますので、この辺は県主導事業としての限界みたいなことどものように正しく伝えていくのかなというのは、ちょっと今後争点になりそうな気がしました。以上です。

(委員長)

多分、委員おっしゃったのは、既存事業の拡充含めて他の事務対応する財源を回せないだろ

うと広い意味ですね。例えば観光以外の福祉等とか含めて回せないような状況なので、というニュアンスだったと思います。ですね。観光政策の中でも回すことができるにしてもですね、そういう余地はあまりないので、新たな項目を作ることを含めて、料金を拡充することもなかなか難しい。というようなご意見だったと思います。他はどうですか？

(委員)

本検討委員会の中でも、使途についての色々な議論を、先生方から伺いをさせていただいて私も意見を出させていただくんですが、各地域の意見交換会でも使途についての多分ご意見は様々伺っていると思うんですが、これ多分、1回目の委員会の時に申し上げたかもしれないんですが、議論のスタートは、税収が少し減っていきますと、そのためには独自の観光振興の財源は必要であると。なので、適当なものが何かと議論させていただいて宿泊税が一番適当であるという結論を得ているというふうに認識しておりまして、であればですね、やはり、そのもちろん何に使っていただきたいかっていう使途の意見を集めることはとても大切ですし、大事なんですが、それ以上にですね、こんなことをやりたいんだ、県としてこういうグランドデザインを描いています。よしんば、宿泊税の導入が叶わなければ、これは叶いませんみたいな、ちょっとわかりやすい資料みたいのができると、事細かには多分これ事業は書けないと思うんですけど、ちょっと大まかなグランドデザインですね、この新たに得るであろう10数億円の宿泊税を用いて、今後、長崎県全体の観光はこのようになっていくんだ、各市町に渡す負担金といいますか、その分から各市町がこんなふうに活用していくことを想定しているんだみたいな、少しわかりやすいペーパーがあるとですね、より各委員の方も、また意見交換されてそこに参加される事業者や関係者の方もですね、意見が出しやすいんじゃないのかなと思います。どうしても、まっさらな中で県の観光振興について何かアイデアを、何に使ってほしいですか、今何に困っていますかっていうと、なかなか意見が出ないような気がしておりますので、そこは是非お願いをしたいなというふうに思います。

(委員長)

これどうですかね事務局の方からコメントありますか？

(文化観光国際部長)

まさに委員おっしゃるように、我々もいかにして観光客を増やす、そしてインバウンドも含めてですね、国内需要が萎んでいく中で、どうやって全体の観光消費額を維持していくのか、そのために他県との競争力をどう上げていけるような施策をしっかりとっていくのか、そのためにはやはり、今の既存財源が社会保障費等ですね財源が増えていく中で、なかなかこれ以上の増加が見込めないという中で、新たな観光振興財源が必要だろうというところから始まってきております。まさにおっしゃるように、地域でですね、より我々としてもこういう事業をやりたい、こういうことをすればより良い目に見えて宿泊利用者が増える観光客が増えるみたいなことも当然必要だと思いますし、あとはやはり受入環境みたいなところでどうしてもなかなか直結はしにくいところだとは思っていますよ。ただそういうなのもしっかりやっていると、今後10～20年後を見据えたときに、なかなかですね、その環境が整わないということもございますので、そういったところをバランスよくですね、しっかりお見せできるような形でですね、しっかり考えて、また説明等もですねしっかりとっていく必要があるのかなというふうに思います。

(委員)

ありがとうございます。多分ですね、特に反対だとか少し不安だとか懸念を持たれている関係者の方は、僕個人的に分かりやすいのは、宿泊税がもし導入されなかったら、この未来は描けないんだというところがはっきりわかるのが、自らの事業と関係している宿泊事業者の方々、手間が生じる宿泊事業者の方々がそれでは未来は困るよねと、いやそうになったら僕は商売できないよねっていうふうにちょっと思いを寄せるようなですね、資料になると、少し理解が深まるんじゃないか、より自らごととして協力して、ちょっと自分たちの協力で地域の観光振興を、観光産業を、地域を盛り上げていこうというふうになるんじゃないのかなというふうに思います。以上です。

(文化観光国際部長)

おっしゃる通りですね、やはり皆さんですね、県民の皆さん、特に観光関連事業者の皆さん観光客が増えることに対してどなたもおそらく批判的な意見はですね言われなと思いますし、ただあまりにも増えすぎてオーバーツーリズムになる部分についてはですね、それをしっかり対策が必要だと思いますが、まだそういう状況にならない中でですね、しっかり観光客を増やしていくってことはですね、皆さん同じ意見だと思いますので、それに対してどういうふうなですね、形の施策が特に夢を語れるような形で出来るのかっていうのをしっかり考えていきたいと思います。

(委員)

県事業の考え方ですが、県による宿泊税なので、やっぱり複数の市町を跨いで取り組む広域観光であるとか、やっぱりもっとダイナミックな施策のために使うべきだと思います。もっと地域で細やかにいろんな観光施策を行いたいということであれば、それは各市町において独自に宿泊税の導入にむけて議論をすべきだと思うんですね。県としての宿泊税の財源も、とはいえそんなに潤沢にあるというわけではありませんので、できることには限界があります。宿泊施設の方々を対象として意見を聞かれると、個々の事業者さんの意思とか思いがたくさん出てきて、様々な課題に対しての支援の要望となりますが、果たして県としての事業でどこまでできるのかは議論すべきです。例えば、温泉街や商店街などの一定のエリアで、整備計画をつくった上で、それに対してエリアとしての支援はすると思うけれども、個別の事業者ごとに、細やかに予算を出すっていう事業ってのはなかなか現実的には難しいのかなと思います。現在のところいくつか県内の自治体でも宿泊税導入の議論が出ているのは聞いておりますのが、各自治体が自分たちの意思で用途を決めることができる財源を持つ必要があると思えば、それは県の宿泊税だけに頼るんじゃなくて、自分たちの観光財源のあり方もやはり議論すべきではないかなと思います。県の宿泊税に対して過度に細かいことを期待すると、今後正式に導入されたときに認識のギャップが生じて、言ったことと違うじゃないかってことで、県と市町の間で揉めはしないかっていうのはちょっと心配しております。以上です。

(委員長)

ありがとうございました。はい、どうぞ。

(委員)

県税としての導入というところにですね、少し地域別意見交換会のときに県税ではなくて市税で導入するなら、分かるとかですね。そういったご意見もありました。一方で、先ほど全て県税として県の政策で何か実行するということに対する、何か少し不透明なところを感じられた方々に対してはですね、課長の方が福岡県の事例を示しながらですね、交付金として市町に交付しているケースもありますという説明をされた際には、何かそういった前に申し上げたような意見はですね、少し納得感を持たれたように私は感じたので、非常に福岡県が導入されている一部交付金化して市町に交付し、市町が独自に実行したい政策に充当するというのは、今後制度設計の中で議論されるかとは思いますが、一つの考え方としては非常に良いのかなというふうには感じました。

(委員長)

ありがとうございます。他に。

(委員)

ありがとうございます。同じような感じなんですが、やっぱり県の宿泊税ってことであれば、一般的には広域的な事業に利用するということが耳障りがいいんですけども、一方で効果がどれだけあるのかっていうところの不安があるのではと思います。そうすると、今言われたようなこと、福岡県がやってるような受入環境の充実にも使えるというところであったり、あと短期的に効果がみえるもの、例えばキャンペーンでお得な平日キャンペーンとか、閑散期にも使えますとか、移動のフリーパスに使うとか、これまで出来なかったような、何かダイナミックなこと、つまり、効果がわかりやすいようなところに使われるようになるとわかりやすいと思います。今まで閑散期対策どうしてもやっぱり後手後手になってたけども、そこもできるようになるとか、何かそういった分かりやすい事例というのを、先ほど委員が言われたような何か資料と一緒にまとめていくことが出来ると理解が深まるのかなと思いました。以上です。

(委員長)

他はいかがでしょうか？いいですか？ひとあたりご意見を頂戴しましたが。全体を通して、ご発言があれば受けたまわりたいと思います。

(委員)

すいません。先日、我々の県の旅館ホテル組合で正副部長会がありまして、是非、宿泊税についての県組合のご要望といいますか、お願いの文章がありまして、これお許しいただけるならペーパーがありますのでお配りしてよろしいでしょうか？

(委員長)

はい。どうぞ。

(委員)

ただいまお配りした内容でございますが、趣旨はいわゆる県内の組合の施設も半分ぐらいは反対をしているということをご理解いただき、各地域で拠点も多く、離島もあるので、より深い

丁寧な議論をしていただきたいということ、また、観光振興に対しては大賛成でございますので、そこをしっかりと時間をかけて広く意見を聞いて丁寧に深く議論していただけるようお願いいたしますというお願いでございます。以上でございます。

(委員長)

いずれにしても、各委員の皆様お目通りいただいて、つまり今の想定でいくと、特別徴収義務者になられる方々からのご意見ですので、慎重にとにかく検討をということで。

(委員)

実は我々県組合では300ぐらいの施設数があり、アンケートを取ってもですね、これ恥ずかしいことに、ここにある通り実は50ぐらいしか回答がないわけです。電話と組合長の連絡網で3回ぐらいお願いをしてもなかなか集まらないという実情がありまして、我々県組合としてもですね、300 あるので、少なくとも 150 ぐらいの方のアンケートを取りたいなというふうに思っているところですが、もしよろしければ、長崎県の方でも色々なご案内とか、県下の施設さんに、現在、県内 1,800ぐらい施設さんがあって、多分500～600ぐらいに案内をされてるというふうに認識をしておりますが、もし可能であれば我々組合も施設数が限られておりますので、どのタイミングで、どのような内容にするかはちょっと別にして、アンケートの形で意見を集約していただくと、少しここでの議論が進みやすいんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

(委員長)

よろしいですかね。特にコメントがあれば伺っておきますが、事務局の方から良いですか？

(観光振興課長)

大丈夫です。

(委員)

組合として宿泊税の勉強会みたいなものは？

(委員)

今後やる予定。

(委員)

多分、例えばここに料飲税とか入っていますが、全く性格が違うので、何か過去の地方税のトラウマみたいなのがちょっと宿泊事業者さんの中にあると思いますが、それらは全く違う国税の話だったりしますので、いろいろな誤解があるのかなと感じます。宿泊税に関しては、勉強会を経てきちんとご理解いただいたうえで、改めて声明をだされるなどは、やられたほうがよいのではないかと思います。今回出されているアンケート結果や声明に関しては、これらを踏まえて議論は慎重にやりますということで現時点ではよいのかなと思いますが、これに関しての取扱いの仕方が難しいなとは感じました。

(委員長)

それではですね。皆さんありがとうございました。今日準備しました、つまり地域別ですね、県の方でご努力いただいた意見交換会というか、それについてのご報告を受けてですね、ご議論を頂戴いたしました。一応ですね、皆様からご意見をたくさん頂戴いただきましたが、もう少し理解を深めるように今後とも努力をするようにということで、一応、観光振興財源とするとしてですね、ここの委員会で議論したように、一応租税を考えていってですね、それについてもう少し理解を深めるように、どういう議論で、こういうふうになったのかっていうことを、議論を深めるようにこれ今後ともですね、業者さん含めて各地域の理解を得るような努力をしてもらえればというご意見をたくさん頂戴したというふうに認識しておりますので、それでよろしいですかね。では、そのようにまとめさせていただいてですね、特に、ご発言がなければ、これにて第3回目になりますか、委員会を閉じさせていただきたいと思います。

(文化観光国際部長)

すいません。皆さん本当に長時間ありがとうございました。やはり皆さん方からですね、本当に多くのご意見をいただきまして、やはり事業者の皆さん方もですね、きちんとした情報を我々もですね、もっともっと色んな形で届けてですね、よく理解していただくと、結局それは最終的には県全体の浮揚に繋がる観光関連事業者の方、宿泊事業者の方ですね、ためになるというようなことをですね、しっかりやりたいと思いますし、やっぱりその不安に思っっちゃう方、やっぱり長崎市内にはなくても、離島であるとかですね、そういうところにはあるような課題もやっぱりありますので、県でやるときにやっぱりそういうところも含めてしっかりですね、議論をしてどういった形がいいのかっていうのを真摯にですね、意見を受けとめながら、我々としてもしっかり地域ですね意見をお伺いして検討を進めていきたいというふうに思っております。今日ありがとうございました。

(委員長)

それではよろしいですかね、以上をもちまして第3回目ですね、長崎県の観光振興財源検討専門委員会を閉じさせていただきます。どうも長い間ありがとうございました。